

二宮町空家等対策協議会条例

(趣旨及び設置)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、二宮町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 空家等対策の推進に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 協議会は、15 人以内で組織する。

2 委員は、町長のほか、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任することができる。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出するものとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市部都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)
- 2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例(昭和31年二宮町条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表第1 紛争調停委員会委員の項の次に次のように加える。

二宮町空家等対策協議会委員	大学教授、弁護士	〃	10,000円
	大学教授、弁護士以外の専門的知識を有する学識経験者	〃	8,600円
	専門的知識を有する不動産業従事者、その他の委員	〃	6,200円